

国立大学法人東京外国語大学世界言語社会教育センター規程

〔平成 21 年 2 月 24 日〕
規 則 第 5 号

改正 平成 24 年 9 月 25 日世界言語社会教育センター規則第 1 号
平成 26 年 3 月 25 日規則第 28 号
平成 27 年 3 月 24 日世界言語社会教育センター規則第 1 号
平成 31 年 3 月 6 日世界言語社会教育センター規則第 1 号
令和 3 年 12 月 27 日世界言語社会教育センター規則第 1 号
令和 4 年 12 月 12 日世界言語社会教育センター規則第 1 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、世界言語社会教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、本学の学部、大学院及び学内共同利用施設（以下「学部等」という。）が行う世界の言語、文化及び社会に関する教育研究の実施について、必要な支援を行い、学部等が行う教育研究の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学部等が行う世界の言語、文化及び社会に関する教育研究の支援を行うこと。
- (2) その他教育研究の支援に関すること。

(部門及び系)

第 4 条 センターに、教育研究を実施するための組織として、次の部門を置く。

- (1) 外国語教育支援部門
- (2) 研究教育部門
- (3) 教育支援部門

(組織)

第 5 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター教員
- (3) その他必要な職員

2 前条第 3 号のセンター教員に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長)

第 6 条 センター長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

(運営委員会)

第 7 条 センターの円滑な運営を図るため、世界言語社会教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 管理運営に関する重要事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項

(4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項

(5) その他センター長が必要と認めた事項

(委員会の組織及び委員の任期)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 大学院総合国際学研究科長

(3) 大学院総合国際学研究科長代理

(4) 言語文化学部長

(5) 国際社会学部長

(6) 国際日本学部長

(7) 事務局長

(8) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、前条第1項第2号の委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

4 第7条第2項第2号及び第4号に規定する事項については、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(専門委員会)

第11条 委員会に専門的事項を審議するため、委員長は必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(所員会議)

第12条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置くことができる。

2 所員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 センターに関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月25日から施行し、改正後の東京外国語大学世界言語社会教育センター規程第7条及び第9条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行し、改正後の東京外国語大学世界言語社会教育センター規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第13条については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月12日から施行する。